



KALS 大学院入試対策講座

専属チューターからのメッセージ

チュートリアル通信

【2021 年度秋期】税法科目免除 VOL.7

河合塾 KALS の大学院入試対策講座では、チューター制度を導入しています。チューターは当校の合格者 OB/OG を中心に編成。授業での合格指導のみならず、受講生向け学習ガイダンス「サクセスチュートリアル」や個別カウンセリングなどを通じて、受講生からの進路・志望先に関する事、自主学習に関する事など、合格に向けてきめ細かくアドバイスをしています。以下は、税法科目免除・金田チューターからのメッセージです。今後の受験対策のご参考にしてください！



KALS チュートリアル通信 税法

検索

研究計画書上級編（1）

研究計画書の作成は順調に進んでいますでしょうか。基本的には、講師の個別指導を受けていただければ大丈夫ですので安心してください。

すでに完成して見直しにかかっている方向けに、今回と次回の 2 回に分けて、上級編のテクニックをいくつかご紹介したいと思います。研究計画書には必ずしも必要ではないものの、修士論文作成までには必ず身に付けていただきたい部分でもあります。より良いものにするために、参考になる部分のみ利用してください。

見た目のレベルアップ

研究計画書などは、「見た目が 9 割」という人もいます。見た瞬間に、「これはよさそうぞ」と試験官に思わせるものにするため、まずは見た目のレベルアップを考えてみましょう。

（1）「見出し」「本文」フォントの使用法を統一する

基本としては、本文は、明朝体 10.5 ポイント、見出しは、ゴシック 10.5 ポイント（少し大きめでも結構です。）でよいと思います。いずれの方法でも結構ですので、すべて統一するようにしてください。また、脚注を使う方は、少し小さい 9 ポイントぐらいに変更するときれいになります。本文と同じ 10.5 ポイントでも大丈夫です。

そのほかに、フォントを装飾することができますが、論文は、読み手である教授が普段読む形であるほうが読みやすく感じるため、基本的にはこれ以上の装飾は避けた方が良いでしょう。

（2）タブ、インデントを使う

Word に慣れていない方は、文字をそろえるためにスペースをいくつも入れたり、行の最後に改行キーが押されていたりするため、末尾がそろっていない方がいます。

まずは、画面の上部にあるルーラーを使った「タブ、インデント」を使って、きれいなレイアウトで作っ

てください。使い方がわからない方は、入学後にも必要な技術ですのでこれを機会に勉強してみてください。

参考： 「Word 入門」 <http://word.eins-z.jp>

(3) 数字は半角

公文書や出版されている法律論文で使われる数字は、一桁は全角、二桁以上は半角が原則です。しかし、一桁を含めて数字はすべて半角でも構いません。大事なのは統一することです。

例：「改正相続税（**1**）」税理**4**巻 21 号（2015）（数字の**1**と**4**が全角です。）

例：「改正相続税（1）」税理 4 巻 21 号（2015）（数字はすべて半角です。）

(4) 「?」「!」などは使わない。

これらの記号は、英語などの外国語からの流用です。正式な日本語では使いません。

言葉の使い分け

法律論文の言葉の使い方の多くは、行政庁で使われる公用文のルールに従っています。また、規定などを文理にそって迷わず解釈ができるのは、似たような用語でも適切に使い分けられているからです。法律の解釈を学ぶ者としては必須の知識になります。代表的なものをご紹介します。

「時・とき」 「時」は、時間・時刻を表す場合、「とき」は、「…する場合」と言い換えられる場合です。

「者・物・もの」 「者」は、自然人（人間）および法人です。「物」は権利の対象になり「物件」「物品」で置き換えられるものです。「もの」はそれ以外のものです。

「意思・意志」 法律論文の中では、「意志」が使われることはあまりありませんので、迷ったら「意思」で大丈夫です。「意思」は「考え」とも置き換えられ、中立的で広義の考えです。一方、「意志」は、何かをしたいとか、したくないというような、一定の方向性をもった考えです。

その他にも、「又は・若しくは」、「及び・並びに」、「みなす・推定する」、「直ちに・遅滞なく・すみやかに」など、使い分けを確認しておきたい用語がいくつかあります。詳しくは以下の参考文献などをご確認ください。



参考図書：

- 林修三『法令用語の常識』（日本評論社，第3版，1975）
- 『常用漢字表による公用文作成の手引 平成22年改正対応版』（第一法規，2010）

文献収集をレベルアップ

文献収集は、論文を作成する力のもっとも重要な要素の一つですので、以前何度かご紹介しました（例えば、CiNii（サイニー）やJTRI判例情報を使って探すなど）。修士論文では、手に入る文献は基本的にすべて手に入れてから研究に入ることになります。しかし、すべての文献を収集することはなかなかできません。そこで、文献リストの質がポイントになります。参考文献に入っていると、「やるな」と思われる一方、入っていない場合は、「たいしたことないな」と思われる文献があります。とはいっても現状ではそれほど気にすることはありませので、できる範囲で検討してください。

●参考文献リスト

1. 「租税判例百選」および金子『租税法』★

いまさらですが、この2つは必ずチェックしてください。百選（別冊ジュリスト租税判例百選〔第6版〕）を書く人は、その判決についての専門的な知見のある方であることが一般的です。また、租税法の「歩く通説」ともいえる金子宏先生の最重要著書の一つが、KALSがテキストとして使っている金子『租税法〔第23版〕』です。それ自体も重要ですが、それらの中や参考文献にあげられている文献もとても重要です。この辺りで紹介されている文献が漏れているのでは、「網羅的な」文献収集ができる力はないと思われても仕方ありません。

2. 「税大論叢」<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronso.htm>

税務大学校では、その研究成果を「税大論叢」と「税大ジャーナル」として発表しており、ともに国税庁のホームページからPDFで取得できます。特に前者は、国税庁内でその分野の執筆者としてふさわしいと認められている税務大学校の研究者があたり、論文も100ページ程度の大作となっています。特に、文献リストについてはそのテーマに関するもので、国内で取得可能なものはすべて収集することが原則となっているようです。研究テーマに関する論文が掲載されていたら、必ずチェックしておきましょう。

●参考文献

1. 論文集

同じ論文でも、お世話になった先生や学会のために学者たちが書き起こした論文を集めた論文集は、彼らにとって渾身の論文と呼んで差し支えありません。大先生（師匠）などのために、弟子が集まって作った、「…先生記念論文集」（例：村井正先生喜寿記念論文集『租税の複合法的構成』（清文社、2012））や、大先生が編者として、テーマを与えて弟子たちに論文を書かせる形式（例：金子宏編『租税法の基本問題』（有斐閣、2007））などがあります。

2. コンメンタール

条文の逐条解説といわれるのが、コンメンタールです。これが入っていると、規定の解釈、立法の趣旨などを見ようとしている意志を感じます。争点となる規定はコンメンタールで立法の経緯をしっかりと調べましょう。

3. 「判解」★

判例についての解説である「判批」（判例解説，判例批評）の中でも、特に最高裁判決について担当した調査官の解説（ジュリスト、法曹時報、最高裁判所判例解説に掲載）については文献表示の際にも特別に「判解」と表記することとなっています。刑集（最高裁判所刑事判例集）や民集（最高裁判所民事判例集）とも呼ばれます。これは、直接当該裁判の調査に当たった最高裁判所調査官の解説であり、私見とはいいいながらも裁判官たちが判決に至る過程で検討したことが詳しく書いているとても重要な資料だからです。もし研究対象としている判例に「判解」があれば、それを参考資料としてアピールしてください。

おわりに

台風 16 号が過ぎ去り、今週から気温が上がるそうなので、気候の変化がまた激しくなりそうですね…。秋入試受験の方はあともう一踏ん張りですので、引き続きお体に十分気をつけて院試対策を続けていきましょう！

春入試受験予定の方は、今年度も（オンライン）説明会が開催されている大学院があるので、忘れずに参加してくださいね！

